

インボイス制度の概要

インボイス制度とは、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式です。

■ インボイスとは

インボイスとは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」が追加されたものをいいます。

売手がインボイスを交付するためには、所轄税務署長から「適格請求書発行事業者」の登録を受ける必要があります。

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

【記載事項】

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

※ 不特定多数の方に対して販売等を行う、小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、記載事項を簡略化した「適格簡易請求書」（簡易インボイス）を交付することができます。

■ 適格請求書発行事業者の登録を受けた場合《売手としての留意点》

- ・軽減税率対象取引の有無にかかわらず、買手である課税事業者から求められた場合には、インボイスを交付し、その写しを保存しなければなりません。
- ・基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、登録の効力が失われない限り、消費税の申告が必要です。
- ・インボイス制度に対応するためには、現在使用している請求書等の様式の改定や、取引先への登録番号の通知など、事業実態に応じて準備を行う必要があります。

■ 仕入税額控除の要件《買手としての留意点》

- ・仕入税額控除を適用するためには、原則として、一定の事項を記載した帳簿及びインボイス等の保存が必要です。
 - ※ 帳簿の記載事項については、現行の区分記載請求書等保存方式と同様です。
 - ※ 簡易課税制度を選択している場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、インボイスの保存等は、仕入税額控除の要件ではありません。
- ・免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできません。
 - ※ ただし、令和5年10月1日から令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%、令和8年10月1日から令和11年9月30日までは仕入税額相当額の50%を仕入税額として控除できる経過措置が設けられていますが、この適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書等の保存及びこの経過措置の適用を受ける旨を記載した帳簿の保存が必要です。

■ インボイス制度に関するお問合せ先

インボイス制度に関するご相談は、以下で受け付けております。

消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター

専用ダイヤル **0120-205-553** (無料) 【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)

※ インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問に対応しています。

上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押していただいてもつながります（インボイス制度及び軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご相談は「1」になります。）。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）でご案内しています。

税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話（ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

- インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ➡

